

# 総則6項の乱用を批判する（全4回）

## 第3回 タワマン節税の不公平論

税理士・不動産鑑定士 森田 義男



漠然とした理由により、課税処分をしてくる可能性がないわけではないのだ。

ちなみに本事例では購入額が約13.9億円で追徴額

（つまり節税額）が約3億円であった。この程度のメリットであれば、先のリスク（とりわけ

値下がり）と費用を考えれば、納税者がこの対策に二の足を踏むのは当然といえよう。

つまりタワマン節税は「やうと思えば誰にでもできる。それでも多くの人がタワマン節税を採用しない理由は、道義や倫理とは無関係。単にハイリスクを避けただけといえよう。タワマ

ン節税で成果を上げた人を「不公平」と重課税するのであれども、「不公平」は、ハイリスクの証券投資で大きな利益を上げた人との公平性はどうなのか、という話にもな

らねば、たまたま強気の職員やその上司がいるところに限つて、こうした措置が行われることになろう。

どこまでが「著しく不適当」なのか、などという客観的な基準は存在しない。不運極まる人だけが何かの拍子に多額の追徴

をして繰り返すが、国税当局

はこれを20年以上も放置してき

ている。少し工夫をすれば大改

善ができるにもかかわらず

である。当局が納税者に向けて

言う「著しく不公平」は、当局

に向けられるべきなのではある

まい。

さらにこうした一罰百戒的な

課税処分は、もう一つの不公平

を招来する。つまりほぼ同様の

「タワマン節税」を実施した

いのである。

例えば前述した時価超過の

規定期限を根拠に、「ちやぶ台返し」ともいう

べき課税処分を行うことにはた

めらいが生じているはずだ。と

ころか。実は筆者はこうしたケース

に関して、「適用せよ」と多く

の審査請求や訴訟で目一杯争つ

てきている。その経験からする

と、この事案では適用するとは

とても思えない。

図表をご覧頂きたい。標準的

な条件のA地の単価を100と

すれば、間口距離1.8mとい

う接道義務違反のB地の時価は

30水準である。また肝心なこ

とがえぐれているB地は半値以

下であろう。ただし通達評

価額はB地が80弱でC地は

ます100である。しかし

これを争つても勝てるとは

思えない。

### 本来の不公平

#### （1）不公平の蔓延

前回は、タワマン評価を論じること等により、早くも「問題」の本質は当局の怠慢」との結論を導いた。しかし当局は「不公平論」を全面に押し出すことに、その本質を覆い隠そうとしているようだ。そこで連載の3回目は不公平論を考えてみる。

#### 不公平論

（1）当局の論理

国税当局の行動を一言でいうと、「行き過ぎた節税」を取り締まるとしている。つまり節税そのものは否定しないが、それが「行き過ぎた」レベルであれば不公平を招来するものであり許されないというわけだ。

この点につき当局は、タワマン節税を含め一般に次のような状況を典型的な「行き過ぎ」と理解しているようだ。①相続発生が間近である時期に、②通達評価額と時価の乖離が極めて大きいタワマン等を、③経済的合理性に欠けると思われる状況の中、④節税効果を最大の目的にしたケースである。

ところで、法人や事業者に向けたセーフティ共済という節税商品的な制度がある。これを上記のタワマン節税になぞつてみ

ると次のようになるだろう。

①大幅な利益が予想される時期に、②預託金額が全額損金算入できるという節税効果を最大の目当てに、③事实上払い出し制限が生じるという経済的合理性に欠ける面がある中、④場合により借入金を使いつれに加入し、⑤損失が見込まれるタイミングを計つてこれを解約する——といった具合である。

つまりセーフティ共済はタワマン節税にそっくり。というより効果的な節税策はどれもパタンが同じなのである。しかし当局はセーフティ共済を「行き過ぎた節税」とはいわない。

この両者の違いは節税の規模（金額）の大きな差にある。つまり国税当局としては、小さな節税は問題ないが大きな節税はやつてほしくない。とはいえた大きな節税だけ禁止」というわけにはいかない。そこでタワマン等の大きな節税に限つては、本来段階問題ないはずの①～⑤のすべてをあげづらい、これを非難するのである。

さらには思えないのだ。またタワマン節税は、「濡れ手に粟」といった単純なものではない。タワマン購入には多くのリスクと費用が伴うからである。リスクとは、購入から売却までに要するであろう5～6年程度の間の値下がりの可能性でのリスクと費用が伴うからである。また費用とは購入・売却における仲介料と流通税、金融費用等である。

さらにいえば、本稿のテーマである国税による否認のリスクも考える必要がある。つまり

（2）不公平とは

しかしタワマン節税により大きな節税効果を上げることが本当に不公平なのだろうか。そもそも一般に不公平とは、「限られた特殊な人だけが、その特殊性の故に大きな利益を享受する」ことだと言ふべきである。

ところが「タワマン節税」の手法は、セーフティ共済による節税策と同様、単にタワマンを購入するだけであり簡単にできることだ。たがって、高額の相続税に悩んでいる人にとって、タワマンの取引市場も公開されている。したがって、高額の相続税に悩んでいる人にとって、タワマン節税は「やろうと思えば等しく誰でもやれる。専門家の助言は受けるにせよ、特殊な人である必要も特

にかかるこれが不公平に該当するとは思えないのだ。

またタワマン節税は、「濡れ手に粟」といった単純なものではない。タワマン購入には多くのリスクと費用が伴うからである。リスクとは、購入から売却までに要するであろう5～6年程度の間の値下がりの可能性でのリスクと費用が伴うからである。また費用とは購入・売却における仲介料と流通税、金融

費用等である。

（1）不公平の蔓延

ところで不公平というのでは、評価率25%水準といったタワマンの評価規定の方があるが、これに問題ではあるまい。従来からタワマンを所有しているほとんどの人（おそらく数万人規模）は、1億円のタワマンであらかじめどうやら当局はこう言いたいらしい。「多くの人は道義的に疑問のタワマン節税を我慢しているにもかかわらず、一部の不心得者がこれを採用して濡れ手に栗ともいふべき不当な利益を得ている。この不公平は許されない！」。こうして納税者が「行き過ぎた節税」という

ところ、法人や事業者に向かって不公平論を論じること等により、早くも「問題」の本質は当局の怠慢」との結論を導いた。しかし当局は「不公平論」を全面に押し出すことに、その本質を覆い隠そうとしているようだ。そこで連載の3回目は不公平論を考えてみる。

（1）当局の論理

国税当局の行動を一言でいうと、「行き過ぎた節税」を取り締まるとしている。つまり節税そのものは否定しないが、それが「行き過ぎた」レベルであれば不公平を招来するものであり許されないというわけだ。

この点につき当局は、タワマン節税を含め一般に次のような状況を典型的な「行き過ぎ」と理解しているようだ。①相続発生が間近である時期に、②通達評価額と時価の乖離が極めて大きいタワマン等を、③経済的合理性に欠けると思われる状況の中、④節税効果を最大の目的にしたケースである。

ところで、法人や事業者に向けたセーフティ共済という節税商品的な制度がある。これを上記のタワマン節税になぞつてみる。

（2）不公平とは

しかしタワマン節税により大きな節税効果を上げることが本当に不公平なのだろうか。そもそも一般に不公平とは、「限られた特殊な人だけが、その特殊性の故に大きな利益を享受する」ことだと言ふべきである。

ところが「タワマン節税」の手法は、セーフティ共済による節税策と同様、単にタワマンを購入するだけであり簡単にできることだ。たがって、高額の相続税に悩んでいる人にとって、タワマンの取引市場も公開されている。したがって、高額の相続税に悩んでいる人にとって、タワマン節税は「やろうと思えば等しく誰でもやれる。専門家の助言は受けるにせよ、特殊な人である必要も特

にかかるこれが不公平に該当するとは思えないのだ。

またタワマン節税は、「濡れ手に粟」といった単純なものではない。タワマン購入には多くのリスクと費用が伴うからである。リスクとは、購入から売却までに要するであろう5～6年程度の間の値下がりの可能性でのリスクと費用が伴うからである。また費用とは購入・売却における仲介料と流通税、金融

費用等である。

（1）不公平の蔓延

ところで不公平というのでは、評価率25%水準といったタワマンの評価規定の方があるが、これに問題ではあるまい。従来からタワマンを所有しているほとんどの人（おそらく数万人規模）は、1億円のタワマンであらかじめどうやら当局はこう言いたいらしい。「多くの人は道義的に疑問のタワマン節税を我慢しているにもかかわらず、一部の不心得者がこれを採用して濡れ手に栗ともいふべき不当な利益を得ている。この不公平は許されない！」。こうして納税者が「行き過ぎた節税」という